

令和5年度「みやぎ結婚応援パスポート・子育て支援パスポート」 プロモーション強化業務委託仕様書

第1 委託業務の名称

令和5年度「みやぎ結婚応援パスポート・子育て支援パスポート」プロモーション強化業務

第2 業務の概要

1 背景と目的

令和4年6月3日、厚生労働省より発表された令和3年概数の宮城県の合計特殊出生率は、

1.15と過去最低を更新し、県内の婚姻数も前年度からさらに減少しており、今後の出生数と人口減少に大きな影響を与えるものと大変危機感を持っているところである。

こうした中で、県では結婚支援と子育て支援に一層力を入れる事としており、「みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート」の実施や、子連れでお出かけしやすい環境整備の一環として「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」などの少子化対策を実施している。

「子育て支援パスポート」は、令和5年3月末時点で利用登録者数が47,945人、協賛店舗数が2,525店舗となり、県内の子育て家庭を応援する気運は高まりつつあるが、令和4年度に実施した利用者に対するアンケート調査では、利用率が全体の49%と伸び悩んでいる状況である。令和4年11月より新たに新婚夫婦等を対象にして運用を開始した「みやぎ結婚応援パスポート」については、令和5年3月末時点で利用登録者数が2,019人、協賛店舗数が245店舗であり、令和4年度事業目標数の協賛店舗200店舗は上回ったものの、利用登録者数2,500人を下回っており、「子育て支援パスポート」、「みやぎ結婚応援パスポート」とともに、利用登録者及び協賛店舗のさらなる拡大が課題となっている。

令和4年度「みやぎ結婚応援パスポート」開設により、結婚応援と子育て支援パスポートの総合トップページを作成したが、このことにより、両方の協賛店舗として登録していただく店舗も増えてきており、一体的にプロモーションを行うことが効果的であることから、令和5年度「みやぎ結婚応援パスポート・子育て支援パスポート」プロモーション強化業務（以下「プロモーション業務」という。）を実施するもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日（金）まで

3 履行場所

宮城県内

4 用語の定義

(1)「子育て家庭」＝18歳以下の子どもを養育している世帯、妊娠中の者がいる世帯

(2)「新婚家庭」＝婚約中のカップル及び結婚（※入籍日若しくは結婚式の日）してから2年以内の夫婦

(3)「利用登録者」＝(1)(2)のうち、「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」で利用者登録を行った者

(4)「協賛店舗等」＝「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」で協賛店舗として登録した企業や団体等

第3 業務内容

「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」を広くPRし、認知度向上を図るとともに、新規利用登録者数及び新規協賛店舗の獲得・拡大を目的として、次のことを実施すること。

なお、それぞれの業務のスケジュールを作成し、提出すること。

また、下記1及び2の業務については、「みやぎ結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」では対象となるターゲット層が異なる点を踏まえ、それぞれのターゲットに対する効果的な訴求方法の選定に留意すること。

1 「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の認知度向上及びPRのためのプロモーション業務

「新婚家庭」、「子育て家庭」を対象に、「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の認知度向上及び事業PRのためのプロモーション業務を行い、両パスポートの新規利用登録者数及び新規協賛店舗等の獲得・拡大を図る。

なお、利用対象者へのインセンティブとして、一部に宮城県産品を取り入れるなど、工夫すること。

(1) プロモーション業務の内容及び方法

プロモーション業務の内容及び方法は、下記のとおりとし、「新婚家庭」及び「子育て家庭」に訴求効果があり、かつ関心を持つような魅力あるものとする。

いずれも、実施時期及び内容は、発注者と協議の上決定すること。

イ WEBプロモーションの実施

「新婚家庭」及び「子育て家庭」に訴求効果の高い手段を活用した新規利用登録者及び新規協賛店舗等獲得のためのプロモーションを実施すること。

開催時期	開催回数	条件
契約日から 契約満了日まで	契約期間中 各月1回以上	・カラー掲載 ・LINE、Google、Instagramなど対象者に訴求力の高い媒体を使用すること。

ロ 情報誌への掲載

「新婚家庭」及び「子育て家庭」に訴求効果の高い情報誌を活用し、事業周知及び新規利用登録者及び新規協賛店舗等獲得のための記事掲載を行うこと。また、利用者の視点で両パスポートへの登録メリットが伝わりやすい構成とすること。

なお、掲載誌は同一でなくとも構わない。

配布地域	掲載時期	掲載回数	条件
宮城県内	契約日から契約満了日まで	・新婚家庭対象 5回以上 ・子育て家庭対象 5回以上	カラー掲載

ハ Facebook ページの運営（子育て支援パスポートのみ）

令和2年度に当課で開設した Facebook ページを契約期間中、運営すること。

なお、事業周知、新規利用登録者及び新規協賛店舗等獲得のための取材を含んだ記事掲載も行うこと。

運営期間	掲載更新頻度
契約日から契約満了日まで	1週間に1回以上

ニ イベントの実施

「新婚家庭」及び「子育て家庭」に向けた情報発信を図るための啓発イベントを実施する。

開催地域	開催時期	開催回数
宮城県内	契約日から契約満了日まで	・新婚家庭対象 1回以上 ・子育て家庭対象 1回以上

ホ アンケートの実施

本事業に対する満足度等を把握すること等を目的にアンケートを実施すること。

なお、アンケートは次の表のとおり、対象に対して、それぞれの内容についてアンケートを実施する。アンケートの内容については、別途協議するものとする。

対象	内容
「新婚家庭」及び「子育て家庭」	「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」に対する満足度等を把握するための調査
協賛店舗及び協賛を検討している店舗	「結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」協賛に対するニーズ調査

アンケートの実施には、WEB 媒体、SNS の活用等により十分な周知を図り、二次元コード等を活用の上、より多くの回答が得られるよう、回答者に対してインセンティブを設けるなど工夫すること。また、それぞれのアンケート結果を取りまとめ、分析を行った「アンケート報告書」を、第4の8「業務完了報告書」に添付して提出すること。

ヘ 本事業達成に向けた独自提案

受注者は、本事業がより効果的に実施できるような独自提案を、発注者へ提示するものとする。

2 新規協賛店舗等の開拓業務

「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の利用促進のため、新規協賛店舗等の拡大を図る事業を実施する。

(1) 新規協賛店舗等の選定については、「新婚家庭」、「子育て家庭」から要望の高い、「飲食店、小売店、結婚・育児・教育関係」などを中心に行うこと。

なお、選定先の決定については、選定先の情報（企業団体情報等）を提示した上で、発注者と協議の上、決定すること。

- (2) 決定した選定先へ訪問し、新規協賛店舗等として登録するよう勧誘を行うこと。
- (3) 新規登録店舗等の情報（名称・数など）については、毎月月末締めで、翌月5日まで書面及びデータで報告すること。

3 事業広報資材の作成・印刷・配布

「プロモーション業務」を円滑に行うための、以下の広報資材等を令和5年11月30日（木）までに作成・印刷・配布し、プロモーションを行うこと。

なお、内容・デザイン等については、発注者が提供する画像素材を用いること。

No.	内容	仕様	部数	配布先	用途
1	結婚応援パスポート及び子育て支援パスポートリーフレット（利用登録者向け） ※見本品あり	・A4三つ折り ・全面カラー印刷 ・コート紙	40,000部	・新規協賛店舗に50部ずつ配布すること。 ・各プロモーション事業で利用対象者に配布すること。	・新規利用登録者及び新規協賛店舗向け ・「2新規協賛店舗等の開拓業務」実施のため
2	結婚応援パスポート及び子育て支援パスポートリーフレット（協賛店舗等向け） ※見本品あり	・A4 ・両面カラー印刷 ・コート紙	4,000部	協賛店舗の開拓に当たり店舗へ配布すること。	「2新規協賛店舗等の開拓業務」実施のため
3	結婚応援パスポートステッカー ※見本品あり	・10cm×10cm ・マットコート紙	4,000部	新規協賛店舗に5枚ずつ配布すること。	・新規協賛店舗向け ・「2新規協賛店舗等の開拓業務」実施のため
4	子育て支援パスポートステッカー ※見本品あり		4,000部		
5	結婚応援パスポートミニのぼり ※見本品あり	・旗9cm×27cm ・塩ビスタンド台座にのぼりを	500個	新規協賛店舗に1個ずつ配布すること。	・新規協賛店舗向け ・「2新規協賛店舗等の開拓業務」実施のため
6	子育て支援パスポートミニのぼり ※見本品あり	取り付けた状態で納品すること。	500個		

※既協賛店舗等から広報資材の追加要望があった場合は、随時必要数を送付すること。

※残部は全て発注者へ納品すること。

第4 包括的事項

- 1 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。
- 2 上記事業間の連動により、効果的な事業実施となるよう時期や場所、手段などを工夫すること。
- 3 本業務実施に当たって、デザイン、場所、日程、協賛依頼店舗等、取材先等の決定は、発注者と事前に協議すること。
- 4 発注者との協議等の打ち合わせ記録を作成し、その都度、発注者に提出すること。
- 5 事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策に努めること。
- 6 本業務において撮影した画像データ及び制作した各デザインデータ等について、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとしてCD-R等に保存し、発注者に納品すること。
- 7 上記業務実施に必要な一切の費用は、委託金に含むものとする。
- 8 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- 9 各業務の成果指標及び事業実施目標は別表に記載のとおりとする。
なお、各業務終了後に、効果測定を行い、成果指標の達成状況を上記8の「業務実施結果報告書」に記載すること。
- 10 本県では、利用者及び協賛店舗の登録管理をシステムで行っており、協賛店舗の登録等に当たってログイン及び操作が必要になることから、当該システムへのログイン情報について、契約後、発注者より通知する。
なお、ログイン情報については適切な管理を行うとともに、第三者に漏洩してはならない。

別表

受注者は、(1)の成果指標の実現のため、(2)による事業実施目標を定め、提案書に記載すること。

(1) 成果指標

項 目	
新規協賛店舗等の開拓業務	<p>【結婚応援パスポート】</p> <p>①新規協賛企業等 300 企業（団体）</p> <p>②新規利用登録者数 3,000 人</p> <p>※チェーン店は、複数店舗の登録があった場合、まとめて1企業とカウントする。</p> <p>【子育て支援パスポート】</p> <p>①新規協賛企業等 300 企業（団体）</p> <p>②新規利用登録者数 15,000 人</p> <p>※チェーン店は、複数店舗の登録があった場合、それぞれ1企業とカウントする。</p>

(2) 事業実施目標

項 目	
1 「みやぎ結婚応援パスポート」及び「子育て支援パスポート」の認知度向上及びPRのためのプロモーション業務	<p>【全体】</p> <p>①プロモーション業務の対象者数・対象事業者数(事業別に集計)</p> <p>②プロモーション業務後の利用登録及び協賛店舗登録実績(件数)、業務前との比較</p> <p>③SNSによる効果測定 (内訳)</p> <p>【WEBプロモーションの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インプレッション数(広告が表示された回数) ・クリック数 <p>【情報誌への掲載】</p> <p>発行部数、販売部数</p> <p>【Facebookページの運営】</p> <p>Facebookのフォロワー数及び#タグ投稿数</p>
2 アンケートの実施	<p>【結婚応援パスポート】及び【子育て支援パスポート】</p> <p>①協賛店舗等の回答数</p> <p>②一般県民の回答者数</p>

第5 共通事項

プロモーション業務の実施に当たっては、次の図を使用することとする。

なお、「子育て支援パスポート」には図1又は図2及び図3を使用すること。また、「結婚応援パスポート」には図4を使用すること。

図1 全国共通ロゴ（縦型）



図2 全国共通ロゴ（横型）



図3 アニメむすび丸 子育てバージョン（6種）



図4 アニメむすび丸 キューピッドバージョン（3種）



【参考】内閣府 子育て支援パスポート事業 全国共通展開参加自治体リンク集

URL : <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

【参考】みやぎ結婚応援パスポート

URL : <https://mari-pass.jp/>

みやぎ子育て支援パスポート

URL : <https://miya-pass.jp/>

みやぎ結婚応援・子育て支援パスポート総合トップページ

URL : <https://miyagi-marichilpassport.jp/>